

建設工事における積算内容確認の実施について（お知らせ）

令和4年 12 月

長門市企画総務部監理管財課

「工事に係る積算内容の確認及び積算疑義申立て」について、項目を追加します。

1 積算疑義申立ての対象

対象工事	設計金額が <u>500 万円以上の工事</u> を対象とします。 ただし、入札が不調又は中止となった場合は、対象外とします。
申立てを行うことができる者	当該対象入札の入札参加者とします。 ただし、次のいずれかに該当する者は、積算疑義の申立てを行うことはできません。 ①入札を辞退した者 ②無効な入札をした者 ③失格となった者

無効な入札をした者、失格となった者とは、「入札の心得」第 8 条及び第 9 条に記載された入札を行った者となります。

2 積算疑義申立期間

期 間	入札日(開札日)を起算日として 3 日目(閉庁日を除く。)の午前 12 時(正午)まで
時 間	1 日目及び 2 日目は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで 3 日目は、午前 8 時 30 分から午前 12 時(正午)まで

3 落札決定の保留と積算内容の公表

落札決定の保留	積算疑義申立てにより入札が中止となる場合があるため、開札後、直ちに落札者の決定は行わずに、回答手続きが完了するまでの間、落札保留とします。
工事積算内訳書の公表	落札決定の保留宣言後速やかに入札結果(別記様式第 1 号)及び金額が記載された工事積算内訳書を長門市ホームページに公表します。 ①土木工事は、工事工種体系の「種別(レベル 3)」までを公表 ②営繕工事は、「科目及び中科目」までを公表

4 積算疑義申立ての取り扱い

取扱う	金額及び数量が記載された工事積算内訳書を確認しなければ判明しないもの
取扱わない	次のいずれかに該当するときは、積算疑義の申立てとして取り扱わないものとします。 ①入札参加者以外の者から提出されたもの ②積算疑義の申立ての対象となる工事が特定できないもの ③積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの ④入札前に公表された設計図書等により確認できるもの ⑤積算疑義申立期間終了後に提出されたもの ⑥入札前に質問を行うことにより確認できるもの ⑦単価設定条件書に記載されている単価の積算根拠に関するもの ⑧工事積算内訳書に記載されている数量の積算根拠に関するもの ⑨その他当該入札に関係のないもの

※「既に設計書に明示されているもの」、「入札前に行った質問及びその回答に関するもの」、「入札前に質問することができるもの(例：設計書等と図面の数量の差異)」、「自分が想定した価格と合わない」等の意見は疑義の対象とはしません。

5 提出先及び提出書類

提出先	長門市企画総務部監理管財課
提出書類	・積算疑義申立て書（別記様式第2号）【様式は、長門市ホームページよりダウンロードしてください。】を持参して提出することにより、申立てることができます。 ・積算疑義に関する具体的な資料等（任意様式で作成願います。）

6 積算疑義がなかった場合

積算疑義の申立てがなかった場合は、積算疑義申立ての期間後速やかに、落札者を決定し契約予定工事通知書を送付するとともに、長門市ホームページに入札経緯・入札結果表を公表します。

予定価格が 3,000 万円以上の工事において、入札価格が調査基準価格を下回った場合は、低入札価格調査を開始します。

7 積算疑義があった場合

積算疑義申立書の提出があった場合は、速やかに工事担当課において設計書等の内容を確認します。

積算疑義申立て者に対し、積算疑義申立期間の末日から起算して 4 日以内（閉庁日を除く。）に積算疑義申立回答書（別記様式第 3 号）により、回答します。

(1) 設計書に誤りがなかった場合	積算疑義申立て者に回答した後、落札者に対し契約予定工事通知書を送付するとともに、長門市ホームページに入札経緯・入札結果表を公表します。
(2) 設計書に誤りがあった場合	① 下記のいずれかの場合 (ア) 落札候補者に変更が生じる場合 (イ) 落札候補者に変更が生じない場合において、落札候補者が契約の締結を希望しないとき 入札を中止します。 ② 落札候補者に変更が生じない場合において、落札候補者が契約の締結を希望するとき この場合においては、当初は落札金額により契約を締結し、その後、落札者と工事担当課において変更契約の締結に係る協議を行います。

8 入札を中止した場合の取扱い

入札中止の通知	全ての入札参加者に対し、積算疑義申立期間の末日から起算して 4 日以内（閉庁日を除く。）に入札の中止（別記様式第 4 号）を通知します。
設計書の見直し	積算疑義申立てにより入札を中止した場合は、設計書等を修正し改めて入札を執行します。
業者の選定	再度入札する場合は、長門市建設工事等指名審査会に諮り、業者を選定します。

9 その他

積算疑義申立ての内容及び調査の結果、入札を中止しなければ適切な契約とならないと認められる場合は、発注者において適正に対処します。

10 落札候補者の辞退

落札決定の保留期間中において、正当な理由がある場合に限り、落札候補者からの入札辞退届を受け付けます。入札辞退届を提出した者が行った入札は、「入札無効」として取り扱います。

※「正当な理由」とは

- ①配置予定の技術者が病気・死亡・退職等により配置できなくなり、代替の技術者がいない場合
- ②次順位以降の者が繰り上がって落札候補者となった場合において、配置予定の技術者を開札後に他の工事に配置したことにより、代替の技術者がいない場合
- ③本市又は、他の地方公共団体が発注した工事において落札候補者となったことにより、配置できる技術者に不足が生じた場合
- ④建設業の許可を取り消された場合や、廃業を予定している場合